

主 文

本件上告は、昭和四四年五月一日取下により終了したものである。

理 由

被告人は、その詐欺被告事件について、昭和四三年一二月二五日東京高等裁判所
がした判決に対して、同四四年一月八日上告を申立て、次いで同年五月一日上告を
取下げたものであるが、別紙上告取下撤回申立書記載の理由により、上告取下の撤
回をするというのである。

そのいうところは、示談や債務調停等の話合いが一部の被害者との間でしかでき
ないと思つて上告を取下げたところ、他の被害者との間でも話合いができそうな
ので、上告審議を続けてほしいというのである。

しかし、仮に所論のような錯誤があつたとしても、その錯誤が被告人の責に帰す
ることのできない事由に基づくものとは認められないから、右取下を無効というこ
とはできない。また、本件上告は、右取下によつてすでに終了しているのであるか
ら、もはや取下の撤回は認められない。

以上の次第で、被告人が昭和四四年五月一日にした上告取下は有効であり、本件
上告は、右取下により終了したものであるが、被告人が上告取下の撤回をするとい
うので、決定をもつてその趣旨を明らかにしたわけである。

昭和四四年五月三一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	色	川	幸	太 郎
裁判官	村	上	朝	一